

**名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解**

**配慮書についての縦覧状況及び意見書の提出状況**

縦覧状況

- ・縦覧期間：令和7年11月26日（水）～12月25日（木）
- ・意見書提出期限：令和7年12月25日（木）

**表 1 計画段階環境配慮書についての縦覧状況**

縦覧場所		閲覧者数
—	尾張東部衛生組合	4
尾張旭市	尾張旭市市民生活部環境課	0
瀬戸市	瀬戸市市民生活部環境課	0
長久手市	長久手市暮らし文化部環境課	1
名古屋市	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課	1
	名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課	1
	名古屋市守山区役所	0
	名古屋市守山区役所志段味支所	0
	名古屋市名東区役所	0
合 計		7

意見書の提出状況

計画段階環境配慮書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計2通（2名から計25件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表2に示すとおりである。

**表 2 計画段階環境配慮書についての意見書の意見の分類**

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	16
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	2
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	0
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	6
第6章 総合評価	1
第7章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合 計	25

**配慮書についての意見の概要及び見解**

計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 3 (1)～(11)に示すとおりである。

**表 3 (1) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解**

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																																		
<b>第 2 章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容</b>																																																																																																				
1	<p>*晴丘センターの環境負荷の実績を示すべき(配慮書 p2-1)</p> <p>理由：「尾張東部衛生組合（以下「本組合」という。）では、組合が管理・運営する一般廃棄物処理施設（晴丘センター）において瀬戸市、尾張旭市及び長久手市（以下「組合市」という。）で発生するごみの処理を行っている。」p2-1 とありますが、その環境負荷の実績を配慮書へ追加記載してください。廃棄物処理法に基づき、維持管理計画と実績をインターネットで公表することが義務付けされているため、可能なはずでず。晴丘センター排ガス測定結果（令和 7 年度）は、次表のように自主規制値を十分クリアしています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表 2.2.5 規制基準値等</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">計画施設の</th> <th colspan="2">既存施設</th> <th colspan="2">令和 7 年度実績</th> </tr> <tr> <th>法規制値</th> <th>自主規制値等</th> <th>自主規制値等</th> <th>法規制値</th> <th>1 号炉</th> <th>2 号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>g/m<sup>3</sup></td> <td>0.04</td> <td>0.05</td> <td>0.08</td> <td>&lt;0.0002</td> <td>&lt;0.0002</td> </tr> <tr> <td>硫酸酸化物(SO<sub>x</sub>)</td> <td>—</td> <td>K 値=9.0<sup>※2)</sup></td> <td>30ppm</td> <td>K 値=9.0</td> <td>6-12</td> <td>7-13</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(HCl)</td> <td>ppm</td> <td>430<sup>※3)</sup></td> <td>50</td> <td>430</td> <td>5-14</td> <td>1-10</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)<sup>※4)</sup></td> <td>ppm</td> <td>250</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>99-110</td> <td>94-100</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m<sup>3</sup></td> <td>0.1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0.013</td> <td>0.040</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>μg/m<sup>3</sup></td> <td>30</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>1.6, 1.7</td> <td>1.1, 1.7</td> </tr> <tr> <td>悪臭指数(敷地境界)</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>デシベル</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間(8時～19時)</td> <td>デシベル</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間(22時～翌6時)</td> <td>デシベル</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間(7時～20時)</td> <td>デシベル</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間(20時～翌7時)</td> <td>デシベル</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	計画施設の		既存施設		令和 7 年度実績		法規制値	自主規制値等	自主規制値等	法規制値	1 号炉	2 号炉	ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.04	0.05	0.08	<0.0002	<0.0002	硫酸酸化物(SO <sub>x</sub> )	—	K 値=9.0 <sup>※2)</sup>	30ppm	K 値=9.0	6-12	7-13	塩化水素(HCl)	ppm	430 <sup>※3)</sup>	50	430	5-14	1-10	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> ) <sup>※4)</sup>	ppm	250	150	250	99-110	94-100	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.1	1	1	0.013	0.040	水銀	μg/m <sup>3</sup>	30	50	50	1.6, 1.7	1.1, 1.7	悪臭指数(敷地境界)	—	15	15	15			騒音	デシベル	70	70	70			昼間(8時～19時)	デシベル	65	65	65			夜間(22時～翌6時)	デシベル	60	60	60			昼間(7時～20時)	デシベル	70	70	70			夜間(20時～翌7時)	デシベル	65	65	65			<p>現施設の令和 6 年度の排ガス測定結果を、「第 3 章 3.2.9.3 維持管理の状況」に記載しています。測定結果は、現施設の施設基準値を下回っています。</p>
項目	単位			計画施設の		既存施設		令和 7 年度実績																																																																																												
		法規制値	自主規制値等	自主規制値等	法規制値	1 号炉	2 号炉																																																																																													
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.04	0.05	0.08	<0.0002	<0.0002																																																																																														
硫酸酸化物(SO <sub>x</sub> )	—	K 値=9.0 <sup>※2)</sup>	30ppm	K 値=9.0	6-12	7-13																																																																																														
塩化水素(HCl)	ppm	430 <sup>※3)</sup>	50	430	5-14	1-10																																																																																														
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> ) <sup>※4)</sup>	ppm	250	150	250	99-110	94-100																																																																																														
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.1	1	1	0.013	0.040																																																																																														
水銀	μg/m <sup>3</sup>	30	50	50	1.6, 1.7	1.1, 1.7																																																																																														
悪臭指数(敷地境界)	—	15	15	15																																																																																																
騒音	デシベル	70	70	70																																																																																																
昼間(8時～19時)	デシベル	65	65	65																																																																																																
夜間(22時～翌6時)	デシベル	60	60	60																																																																																																
昼間(7時～20時)	デシベル	70	70	70																																																																																																
夜間(20時～翌7時)	デシベル	65	65	65																																																																																																
2	<p>*晴丘センターの焼却処理実績を示すべき(配慮書 p2-2)</p> <p>理由：尾張東部衛生組合の既存のごみ焼却施設 300t/日がどう利用されているかを理解するために、廃棄物処理法に基づき、焼却炉の維持管理計画と実績をインターネットで公表することが義務付けされているため、可燃ごみ焼却量の実績を配慮書へ追加記載してください。</p> <p>尾張東部衛生組合晴丘センターのホームページ（データ集の廃棄物処理施設の維持管理情報）には、2025 年 10 月の平均は 218.16t/日、9 月は 144.12t/日、8 月は 160.31t/日、7 月は 174.04t/日、6 月は 202.62t/日、5 月は 187.62t/日、4 月は 154.38t/日とあり、既存のごみ焼却施設の 300t/日がそもそも過大と言わざるをえません。ほとんどが 2 炉の交互運転で済んでいます。</p>	<p>「第 2 章 2.2.4.2 処理能力の算定」表 2.2.3 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込みに令和 4 年度実績を記載しています。また、計画施設の処理能力は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第 24032920 号）に示される算定式において算定しており、焼却炉の補修・点検等による停止日数や、地震や水害等に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮し、新可燃ごみ処理施設の施設規模を 205 t/日で設定しております。</p> <p>今後もごみの減量状況等を見据えながら必要に応じて計画目標年次のごみ量推計の見直しを行い、受注者選定時までには施設規模を決定する予定です。</p>																																																																																																		

表 3 (2) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	<p>*今までの意見聴取結果を示すこと（配慮書 p2-3）</p> <p>理由：「各段階において検討委員会で適地選定の方法・結果について意見聴取を行い、その妥当性について確認した。」p2-3 とありますが、この配慮書で候補地選定経緯を避けるなら、せめて、その意見聴取の結果を示してください。</p> <p>2024年2月29日のパブコメは3名17件の意見があったとありますが、「最優秀候補地選定について」は「最優秀候補地として現行の場所を選定しているが、良い判断になったと思う。理由は、周辺とのトラブルもなく、3市のほぼ中央であるため。」と、賛成意見だけですが、これ以外の反対意見はなかったのですか。</p> <p>尾張北部環境組合の準備書（2020年）で「方法書への意見「“同意を得たのは、江南市の3地区であり、扶桑町の3地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、…総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。” p221 とある。やはり扶桑町の3地区では同意が得られていなかったため、扶桑町地区での事業講演会を2014年10月26日、2015年2月21日2回開催し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。そうしたことが不信につながる。」という意見まで残っている（江南市WEB建設地決定までの取り組み）。これを合意形成が得られたと判断しただけであり、将来的に問題を残している。」ということを繰り返さないようにしてください。</p>	<p>意見聴取結果については、個別具体の意見を列挙するのではなく、共通する課題や検討上の視点として整理し、ごみ処理施設整備基本構想の中で最優秀候補地を決定していません。その方法等については、「第2章 2.1.4 建設予定地の選定経緯」の図 2.1.2 候補地選定のフロー及び表 2.1.2(1)比較項目と評価基準に記載のとおりです。</p> <p>本配慮書は、事業の早期段階における環境配慮の方向性を示す図書であることから、意見の詳細な内容は記載せず、整理した配慮事項を中心にお示ししています。</p> <p>なお、候補地選定を行った「ごみ処理施設整備基本構想（案）」に対するパブリックコメントの結果については、3名17件の意見があり、候補地については賛成意見1件であり反対意見等はございませんでした。</p> <p>意見及び意見に対する回答は組合ホームページにおいて公表しています。</p>
4	<p>*候補地の選定を計画段階環境配慮書で行なうべきであった（配慮書 p2-3）</p> <p>理由：「候補地の選定は地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されたため、候補地の選定後に計画段階環境配慮書の手続きを実施した。」p2-3 とありますが、愛知県環境影響評価条例第4条の2では「配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項を決定するに当たっては（略）検討を行わなければならない。」とあり、順序が異なります。どの地点を候補地にするかは、それこそ地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、秘密裏に行なう事は許されません。</p>	<p>配慮書において、位置の複数案の設定が重要であると理解しておりますが、ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定は地元の理解が非常に重要であり、選定段階で複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施することといたしました。</p> <p>なお、愛知県環境影響評価条例第4条の2につきましては、環境影響評価指針において、「第4 位置等に関する複数案を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合にはその理由を明らかにするものとする。」とされており、本配慮書では理由として「ごみ処理施設整備基本構想」において候補地選定が行われている旨を記載しています。</p>

表 3 (3) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																																																																																																																								
5	<p>*今回晴丘センターを選定した評価結果を示すべき(配慮書 p2-3)</p> <p>理由:「評価基準を定めて比較評価を行い、得点が最も高かった現有施設の敷地を最優秀候補地として絞り込んだ。」とありますが、以下の部分で「比較項目と評価基準」(配慮書 p2-5, 2-6)はありますが、その評価結果ぐらひは示してください。</p> <p>◎○△はそれぞれ何点で、結果的にどこが選定されたのかわかるようにしてください。少なくとも「尾張東部組合ごみ処理施設整備基本構想」の表 7-8 比較評価表 p150 ぐらひは追加してください。</p> <p>比較評価表の表題に追加したように、基本構想の全段階で A, B が消えて C' ~ H' になったので、尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想 p 149 で「次に、候補地 C' ~ 候補地 H'」に対し、技術面、環境面、土地利用面、用地取得可能性、経済・維持管理面、余熱利用面の 6 点から評価項目を設定し、比較評価を行います。」とあります。比較評価表 7-8 を以下に示します。</p> <table border="1" data-bbox="280 891 922 1400"> <caption>尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想 次に、候補地 C' ~ 候補地 H' に対し、技術面、環境面、土地利用面、用地取得可能性、経済・維持管理面、余熱利用面の 6 点から評価項目を設定し、比較評価を行います。p149 表 7-8 比較評価表</caption> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>候補地 C'</th> <th>候補地 D'</th> <th>候補地 E'</th> <th>候補地 F'</th> <th>候補地 G'</th> <th>候補地 H'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 評価項目</td> <td>土地取得のしやすさ</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>2 評価項目</td> <td>環境</td> <td>△</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>3 評価項目</td> <td>自然環境保全</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>4 評価項目</td> <td>維持管理</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>5 評価項目</td> <td>維持管理費</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>6 評価項目</td> <td>周辺住民生活への影響</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>7 評価項目</td> <td>交通</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>8 評価項目</td> <td>経済</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>9 評価項目</td> <td>余熱利用</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>10 評価項目</td> <td>土地利用</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>11 評価項目</td> <td>環境</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>12 評価項目</td> <td>維持管理</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>13 評価項目</td> <td>周辺住民生活への影響</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>14 評価項目</td> <td>交通</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>15 評価項目</td> <td>経済</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>16 評価項目</td> <td>余熱利用</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>17 評価項目</td> <td>土地利用</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>18 評価項目</td> <td>環境</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>19 評価項目</td> <td>維持管理</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>20 評価項目</td> <td>周辺住民生活への影響</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>21 評価項目</td> <td>交通</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>22 評価項目</td> <td>経済</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	候補地 C'	候補地 D'	候補地 E'	候補地 F'	候補地 G'	候補地 H'	1 評価項目	土地取得のしやすさ	◎	◎	◎	△	△	△	2 評価項目	環境	△	◎	◎	◎	◎	◎	3 評価項目	自然環境保全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4 評価項目	維持管理	△	△	△	△	△	△	5 評価項目	維持管理費	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6 評価項目	周辺住民生活への影響	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7 評価項目	交通	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8 評価項目	経済	◎	◎	◎	◎	◎	◎	9 評価項目	余熱利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	10 評価項目	土地利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	11 評価項目	環境	◎	◎	◎	◎	◎	◎	12 評価項目	維持管理	△	△	△	△	△	△	13 評価項目	周辺住民生活への影響	◎	◎	◎	◎	◎	◎	14 評価項目	交通	◎	◎	◎	◎	◎	◎	15 評価項目	経済	◎	◎	◎	◎	◎	◎	16 評価項目	余熱利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	17 評価項目	土地利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	18 評価項目	環境	◎	◎	◎	◎	◎	◎	19 評価項目	維持管理	△	△	△	△	△	△	20 評価項目	周辺住民生活への影響	◎	◎	◎	◎	◎	◎	21 評価項目	交通	◎	◎	◎	◎	◎	◎	22 評価項目	経済	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<p>いただいた御指摘を踏まえ、方法書以降で評価結果の掲載について改めて検討します。</p>
評価項目	評価基準	候補地 C'	候補地 D'	候補地 E'	候補地 F'	候補地 G'	候補地 H'																																																																																																																																																																																			
1 評価項目	土地取得のしやすさ	◎	◎	◎	△	△	△																																																																																																																																																																																			
2 評価項目	環境	△	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
3 評価項目	自然環境保全	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
4 評価項目	維持管理	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																			
5 評価項目	維持管理費	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
6 評価項目	周辺住民生活への影響	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
7 評価項目	交通	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
8 評価項目	経済	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
9 評価項目	余熱利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
10 評価項目	土地利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
11 評価項目	環境	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
12 評価項目	維持管理	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																			
13 評価項目	周辺住民生活への影響	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
14 評価項目	交通	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
15 評価項目	経済	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
16 評価項目	余熱利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
17 評価項目	土地利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
18 評価項目	環境	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
19 評価項目	維持管理	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																			
20 評価項目	周辺住民生活への影響	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
21 評価項目	交通	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
22 評価項目	経済	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																			
6	<p>*今までの意見聴取結果を示すこと(配慮書 p2-3)</p> <p>理由:「各段階において検討委員会で適地選定の方法・結果について意見聴取を行い、その妥当性について確認した。」p2-3 とありますが、この配慮書で候補地選定経緯を避けるなら、せめて、その意見聴取の結果を示してください。</p> <p>2024年2月29日のパブコメは3名17件の意見があったとありますが、「最優秀候補地選定について」は「最優秀候補地として現行の場所を選定しているが、良い判断になったと思う。理由は、周辺とのトラブルもなく、3市のほぼ中央であるため。」と、賛成意見ですが、これ以外の反対意見はなかったのですか。</p> <p>尾張北部環境組合の準備書(2020年)で「方法書への意見」「“同意を得たのは、江南市の3地区であり、扶桑町の3地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、…総合的に勘案</p>	<p>意見番号3で回答したとおりです。</p>																																																																																																																																																																																								

表 3 (4) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

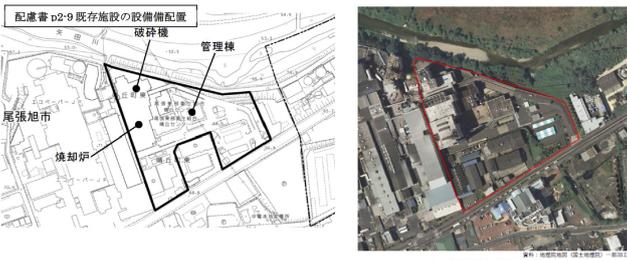
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																				
6	<p>(続き) し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。” p221 とある。やはり扶桑町の3地区では同意が得られていなかったため、扶桑町地区での事業講演会を2014年10月26日、2015年2月21日2回開催し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。そうしたことが不信につながる。」という意見まで残っている(江南市WEB建設地決定までの取り組み)。これを合意形成が得られたと判断しただけであり、将来的に問題を残している。」ということを繰り返さないように。</p>	(続き)																																				
7	<p>*事業実施想定区域の位置はどうなっているのか(配慮書 p2-9)</p> <p>理由：位置：愛知県尾張旭市晴丘町東地内(図 2.2.1 及び図 2.2.2 参照)、面積：約 2.1ha となっており、既存施設の設備配置 p2-9 となっているが、ごみ処理施設整備基本構想(2024年3月尾張東部衛生組合)では、住所：尾張旭市晴丘町東 33-1 他面積：約 24,000 m<sup>2</sup>として、同じ位置を示しているはずなのに。面積(2.1ha ←→2.4ha)も形状(H工業のくぼみの有無)も異なる。その理由を示してください、</p>  <p>図7-2 事業実施想定区域(候補地)の位置図</p>	<p>「ごみ処理施設整備基本構想」においては、約 24,000m<sup>2</sup> の範囲を候補地として選定しましたが、関係者との協議を経て、配慮書に記載の形状・範囲が事業実施想定区域となっています。</p>																																				
8	<p>*令和 15~22 年度の処理量予測を示すべき(配慮書 p2-10)</p> <p>理由：「施設規模について(略)稼働開始年度から7年以内で処理量が最大となる令和 17 年度とした」p2-10 とありますが、実績は令和 4 年度、将来は令和 5 年度から令和 15 年度までしかありません(配慮書 p2-10)。令和 15~22 年度の処理量予測を示してください。令和 17 年度の処理量はどれだけののですか。</p> <p>しかも令和 5 年度から令和 15 年度までは順次、ごみ処理量は減少してきています。稼働目標年度の令和 15 年度から 7 年の令和 22 年度までで、処理量が最大となる令和 17 年度というのは常識的ではありません。もし理由があれば示してください。</p> <p style="text-align: center;">図表3-1 構成市の人口推計値推移</p> <table border="1" data-bbox="347 1816 847 1989"> <thead> <tr> <th colspan="6">一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 p29</th> </tr> <tr> <th>構成市</th> <th>2017年 (平成29年)</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市</td> <td>130,211</td> <td>129,650</td> <td>127,275</td> <td>124,507</td> <td>121,946</td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>83,324</td> <td>82,637</td> <td>81,980</td> <td>80,743</td> <td>79,041</td> </tr> <tr> <td>長久手市</td> <td>57,195</td> <td>60,928</td> <td>63,611</td> <td>64,816</td> <td>65,482</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>270,730</td> <td>273,215</td> <td>272,866</td> <td>270,066</td> <td>266,469</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2017(平成29)年度は住民基本台帳(10月1日付)における実績値。2020年以降は以下を参照。          ・瀬戸市人口ビジョン(2016(平成28)年2月)における目標とする将来人口          ・尾張旭市人口ビジョン(2016(平成28)年3月)における基本ケースの推計値          ・長久手市将来人口推計報告書(2017(平成29)年3月)における推計値(パターン4)</p>	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 p29						構成市	2017年 (平成29年)	2020年	2025年	2030年	2035年	瀬戸市	130,211	129,650	127,275	124,507	121,946	尾張旭市	83,324	82,637	81,980	80,743	79,041	長久手市	57,195	60,928	63,611	64,816	65,482	合計	270,730	273,215	272,866	270,066	266,469	<p>「第2章 2.2.4.2 処理能力の算定」(2)施設規模に記載のとおり、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」のごみ量の推計は令和 15 年度までであることから、令和 17 年度のごみ量は令和 15 年度のごみ量が一定に推移するものと仮定し、67,474t/日と設定しています。</p> <p>現在検討を進めているごみ処理施設整備基本計画の検討の中で、スケジュールについて見直しを行い、稼働開始が令和 17 年度となる見込みです。表 2.2.3 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込みのとおり、ごみの排出量は年々減少していくことから年間計画処理量が施設稼働開始後に最大となる令和 17 年度を設定しています。</p> <p>今後もごみの減量状況等を見据えながら必要に応じてごみ量推計の見直しを行い、受注者選定時までに施設規模を決定する予定です。</p>
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 p29																																						
構成市	2017年 (平成29年)	2020年	2025年	2030年	2035年																																	
瀬戸市	130,211	129,650	127,275	124,507	121,946																																	
尾張旭市	83,324	82,637	81,980	80,743	79,041																																	
長久手市	57,195	60,928	63,611	64,816	65,482																																	
合計	270,730	273,215	272,866	270,066	266,469																																	

表 3 (5) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

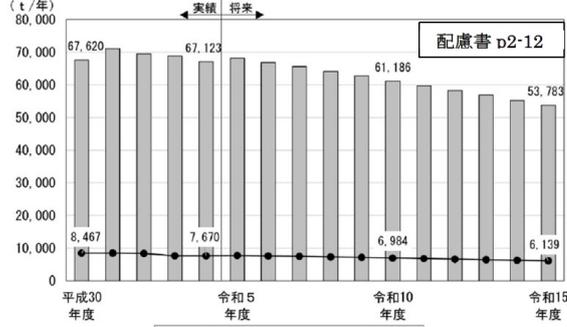
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																															
9	<p>*人口推計は正しいのか（配慮書 p2-11）</p> <p>理由：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 6 年 3 月 尾張東部衛生組合）では、ごみ排出量の実績及び見込みとして、実績は令和 4 年度、将来は令和 5 年度から令和 15 年度まで示してありますが、その基本となる将来人口の根拠が各市バラバラです。</p> <p>一般的に将来人口の予測は国立社会保障・人口問題研究所は「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」で行ない、愛知県もそれに従っていますが、2035 年度は 145,229 人であり、計画の 266,469 人はあまりにも過大と思われます。ごみ発生量の基本となる人口ですから、再検討が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="280 712 924 920"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市区町村</th> <th colspan="7">総人口（人）</th> </tr> <tr> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>2025</th> <th>2030</th> <th>2035</th> <th>2040</th> <th>2045</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市</td> <td>129,046</td> <td>124,863</td> <td>119,610</td> <td>113,677</td> <td>107,415</td> <td>101,282</td> <td>95,490</td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>80,787</td> <td>79,998</td> <td>78,348</td> <td>76,156</td> <td>73,631</td> <td>71,028</td> <td>68,573</td> </tr> <tr> <td>長久手市</td> <td>57,598</td> <td>62,214</td> <td>65,514</td> <td>67,950</td> <td>69,563</td> <td>70,432</td> <td>70,660</td> </tr> <tr> <td>3市計</td> <td>140,400</td> <td>144,232</td> <td>145,887</td> <td>146,136</td> <td>145,229</td> <td>143,500</td> <td>141,278</td> </tr> </tbody> </table>	市区町村	総人口（人）							2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	瀬戸市	129,046	124,863	119,610	113,677	107,415	101,282	95,490	尾張旭市	80,787	79,998	78,348	76,156	73,631	71,028	68,573	長久手市	57,598	62,214	65,514	67,950	69,563	70,432	70,660	3市計	140,400	144,232	145,887	146,136	145,229	143,500	141,278	<p>組合のごみ処理基本計画における将来人口の推計値につきましては、組合市ごみ処理基本計画の将来人口の推計値を踏まえ設定しております。</p> <p>また、お示しいただいた国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の最新データ（令和 5（2023）年推計）を確認したところ 2035 年度の組合市計は 261,356 人であり、御指摘のような大きな乖離はないと考えます。</p> <p>なお、将来人口の不確実性については、認識しており、今後の人口動態やごみ発生量の変化を継続的に把握し、必要に応じて見直し等を行うことで、過大な環境負荷が生じないように配慮します。</p>
市区町村	総人口（人）																																																
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045																																										
瀬戸市	129,046	124,863	119,610	113,677	107,415	101,282	95,490																																										
尾張旭市	80,787	79,998	78,348	76,156	73,631	71,028	68,573																																										
長久手市	57,598	62,214	65,514	67,950	69,563	70,432	70,660																																										
3市計	140,400	144,232	145,887	146,136	145,229	143,500	141,278																																										
10	<p>*処理能力は過大投資ではないのですか。（配慮書 p2-12）</p> <p>理由：一般廃棄物処理基本計画（令和 6 年 3 月 尾張東部衛生組合）では可燃ごみ処理量は令和 15 年度の 53,783t/年としています。令和 5 年度が最高で、その後順に減少してきていますが、これは過大投資となり、市民の金銭的負担が多くなるのではないのですか。余裕を持つのは大事ですが、実績が能力の半分程度では過大と言えます。</p> <p>豊橋田原ごみ処理施設は旧施設のアセスメントを 2015 年から始め、焼却能力 610t/日に対し処理実績が 520t/日（2016 年度）であったため、配慮書（2015 年）・方法書（2017 年）では 520t/日、準備書（2019 年）では 450t/日に縮小し、準備書見直し（2019 年）では 417t/日と再度の縮小しています。こうしたことのないよう、尾張東部衛生組合も、当初から将来人口予測はしっかり検討してください。</p>  <table border="1" data-bbox="280 1585 847 1912"> <caption>図 2.2.4 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>可燃ごみ処理量 (t/年)</th> <th>処理残量 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>67,620</td> <td>8,467</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>67,123</td> <td>7,670</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>61,186</td> <td>6,984</td> </tr> <tr> <td>令和15年度</td> <td>53,783</td> <td>6,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 6 年 3 月 尾張東部衛生組合） 図 2.2.4 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み</p>	年度	可燃ごみ処理量 (t/年)	処理残量 (t/年)	平成30年度	67,620	8,467	令和5年度	67,123	7,670	令和10年度	61,186	6,984	令和15年度	53,783	6,139	<p>計画施設の処理能力は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第 24032920 号）に示される算定式に基づき、焼却炉の補修・点検等による停止日数や、地震や水害等に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮して算定を行っており、過大投資とならないように進めてまいります。</p> <p>配慮書手続きは計画の早期段階から行うものであるため、一部の計画内容については、今後さらに精度・熟度を向上させていく段階にあります。将来人口の不確実性については、認識しており、今後の人口動態やごみ発生量の変化を継続的に把握し、必要に応じて見直し等を行うことで、過大な環境負荷が生じないように配慮していく考えです。</p>																																
年度	可燃ごみ処理量 (t/年)	処理残量 (t/年)																																															
平成30年度	67,620	8,467																																															
令和5年度	67,123	7,670																																															
令和10年度	61,186	6,984																																															
令和15年度	53,783	6,139																																															

表 3 (6) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	<p>2-14 ページ、表 2.2.4 (「・・・都市計画・・・」においては 16 ページ、表 2.3.4) の「処理方法の抽出結果」は、環境省の資料-注 とは、分類が異なっている。また、説明内容も違いが多い。ざっくり検索して得られる情報の範囲では、環境省の資料の分類、説明に近いものが多く見られる。</p> <p>今後、具体的な施設計画が検討されると思うが、上記の「方式」の分類、説明に沿って検討されるとすれば、計画案の比較評価に問題が起きるのではと懸念する。</p> <p>令和 6 年策定の「ごみ処理施設整備基本構想」の「抽出結果」を引用しているとのことだが、すでに情報が古いのではないか。</p> <p>現時点の計画段階（構想段階）で、分類、説明を修正すべきではないか。仮に時間的に制約があるとすれば、次の計画段階で見直す旨を書きこむべきではないか。</p> <p>注-</p> <p><a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste/conf_bid-cont/02/mat02_1.pdf">https://www.env.go.jp/recycle/waste/conf_bid-cont/02/mat02_1.pdf</a></p>	<p>御提供いただいた環境省資料は、平成 17 年の「廃棄物処理施設建設工事に係る入札・契約適正化検討会」の資料と思料します。</p> <p>当該資料に記載のあるキルン式やガス化改質式は直近 10 年間で整備の実績が無いことから選定していません。また、バイオガス化は環境省が推進しており直近 10 年間で複数の実績があります。</p> <p>基本構想では、これらを反映して作成しております。</p>
12	<p>* 公害防止の基本的な考え方を示すべき（配慮書 p2-15）</p> <p>理由：「計画施設の排出基準（自主規制値）については、規制基準を遵守し、かつ既存施設の自主規制値を満たす基準値を今後検討する計画である。」p2-15 では、基本的な考え方とはいえません。</p> <p>既存施設の自主規制値は既に存在し、その実績もあるのだから、表に新設施設の具体的な自主規制値を示すことはできるはずで、それぐらいはこの基本的な考え方で示してください。</p>	<p>法規制値や既存の自主規制値を踏まえ、今年度策定する「ごみ処理施設整備基本計画」において検討を行っています。</p> <p>方法書において、計画施設の自主規制値をお示しする予定です。</p>
13	<p>* 大気汚染対策を具体的な排ガス処理方法を今後、検討？（配慮書 p2-15）</p> <p>理由：一般的な大気汚染対策として、NOx、ダイオキシン類は燃焼管理による排出抑制、その他の物質、ダイオキシン類の除去に、ろ過式集じん器と薬剤噴霧の併用が行なわれている。「本施設についてもこれらの対策を基本とし、具体的な排ガス処理方法を今後、検討していく計画としている。」p2-15 と、大気汚染対策は未だ決定していません。このような状態で配慮書手続きを行なうべきではありません。</p>	<p>配慮書手続きは計画の早期段階から行うものであるため、一部の計画内容については、今後さらに精度・熟度を向上させていく段階にあります。</p> <p>排ガスは、規制基準を遵守し、かつ既存施設の自主規制値を満たす基準値を検討することとしています。それを達成する具体的な排ガス処理方法については、今年度策定する「ごみ処理施設整備基本計画」において技術面や経済性も含め検討を行い、今後決定します。</p>

表 3 (7) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
14	<p>*放流先の明記を（配慮書p2-15）</p> <p>理由：水質汚濁対策として「プラント排水については、排水処理を行ったのち場内で再利用し、残りは規制値以下とし公共用水域に放流、生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域に放流する計画である。雨水は、調整池に一旦貯留したのちに放流する計画である。」p2-15とありますが、その放流先を明記してください。</p> <p>また、自主基準値に水質汚濁対策の内容を追加してください。「規制値以下として公共用水域に放流」だけではわかりません。</p>	<p>水質の規制値等について、方法書において追加します。</p> <p>放流先は、現施設と同様に矢田川を計画していますので、その旨を追記します。</p>
15	<p>*可能な限り低公害型建設機械使用？（配慮書p2-16）</p> <p>建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」p2-16とありますが、「可能な限り」と限定する必要はありません。発注条件で「低公害型建設機械の使用」をすればいいのです。</p>	<p>排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、特に低振動型について、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としております。排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。</p> <p>なお、発注条件への記載方法については、今後検討してまいります。</p>
16	<p>*ごみ処理施設整備基本構想と異なるのに、位置の検討はしないのか（配慮書p2-19）</p> <p>理由：「ごみ処理施設整備基本構想」において候補地選定が行われているため、愛知県尾張旭市晴丘町東地内の1案とする。対象事業実施想定区域については、既存施設用地及び隣接地の約2.1haの1案とする。」p2-19とありますが、ごみ処理施設整備基本構想では、尾張旭市晴丘町東33-1他と住所が明確に示してあるのに、なぜ、晴丘町東地内とぼかすのですか、同様に、面積は約24,000㎡であるに「既存施設用地及び隣接地の約2.1ha」として減少しているのはなぜですか。</p> <p>また、A案の「新設工場棟」の部分には、既設の「東部衛生組合晴丘センターの管理棟」p2-9があるはずですが、それを東側に移設せざるを得ないのに、「新設工場棟」はなぜ白紙になっているのですか。</p> <p>B案では計量棟が一つでいいのですか。鉄塔の移設、新設がA案はなぜ必要で、B案は不要のですか。事業コストの適正の評価に必要なはずですか。</p>	<p>所在地の記載や敷地形状は異なりますが、事業実施想定区域の位置としては基本構想と同様であることから、位置の検討は複数案として設定していません。</p> <p>対象事業実施想定区域の所在地については、愛知県の環境影響評価の他事例での記載も踏まえ、「晴丘町東地内」としています。</p> <p>面積については、「ごみ処理施設整備基本構想」において約24,000㎡の範囲を候補地として選定しましたが、関係者との協議を経て、配慮書に記載の形状・範囲が事業実施想定区域となっています。</p> <p>既存の管理棟については、現時点では両案とも解体する計画です。</p> <p>計量棟については、現時点で想定される配置・棟数として複数案を設定していますが、詳細は車両動線等も踏まえ今後検討してまいります。</p> <p>鉄塔の移設については、対象事業実施想定区域の上空を特別高圧線が通っており、A案の配置とする場合には離隔距離を確保するために移設を想定しています。</p>



表 3 (8) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況		
17	<p>*哺乳類（重要種）の例示根拠は？（配慮書p3-55）</p> <p>理由：哺乳類（重要種）p3-55は、6目12科21種ですが、例示したのは、ヒミズやノウサギ、ハタネズなどとありますが、21種のうちこの3種を例示した意味はあるのですか。重要なものとか、よく見つけるものとかの判断があるのですか。逆に鳥類（重要種）p3-56は17目41種128種だけ、昆虫類（重要種）p3-6は13目97科258種だけ、植物（重要種）は119科506種p3-69だけなど、例示はないのは意味があるのですか。</p> <p>以下、爬虫類（重要種）p3-58は、2目5科10種ですが、例示したのは、ニホンイシガメ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等とありますが、10種のうち、この3種を例示した意味、両生類（重要種）p3-58は、2目6科16種ですが、例示したのは、アカハライモリ、ナゴヤダルマガエル、カスミサンショウウオ、トウキョウサンショウウオ、ハコネサンショウウオ等とありますが、16種のうち、この5種を例示した意味、魚類（重要種）p3-59は、7目18科60種ですが、例示したのは、ニホンウナギ、ウツセミカジカ、カマキリ、タナゴ、イタセンパラ、ドジョウ、ナマズ等とありますが、60種のうち、この7種を例示した意味はあるのですか。よく見つける種を選んだのですか、とすればその根拠は何ですか。</p>	<p>重要種の例示に当たっては、以下の考え方に基づき整理を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類：環境省レッドリストには選定されていないものの、愛知県や名古屋市中で選定されている種としました。特に名古屋市中での重要度が高く、事業実施区域周辺に見られる河川草地や畑地等に生息の可能性がある種を抽出しています。</li> <li>・鳥類・昆虫類・植物：既存文献による確認種数が多いため、個別の種名の例示はせず、生息・生育環境との関連性について記載しました。</li> <li>・爬虫類・両生類・魚類：主要な生息環境ごとに数種ずつ例示しています。</li> </ul> <p>例示する種についての規定等はなく、また現地調査も未実施であるため、既存文献から地域特性や代表性を勘案して任意に選定し記載しています。</p>
18	<p>*周囲に保育施設等が多いので、十分な配慮を（配慮書 p3-107）</p> <p>理由：現地調査で、南西側約 320m に位置する福祉施設である「尾張旭ケアセンターそよ風」、東側約 380m の福祉施設「うららか」をはじめ、福祉施設が 111 施設 p3-112～118、保育施設が 90 施設 p3-115～119 もあり、環境保全上十分な配慮が必要です。大気については、排出濃度を規制値はもちろん、それをさらに削減することが必要です。</p>	<p>住居系の土地利用が近接している地域であり、配慮が必要な施設も多くあることを認識し、環境影響評価及び施設整備を行ってまいります。</p> <p>なお、煙突排ガスについては、法規制値や既存の自主規制値を踏まえ、今年度策定する「ごみ処理施設整備基本計画」において検討を行っています。方法書において、計画施設の自主規制値をお示しする予定です。</p>
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果		
19	<p>*予測条件は更なる削減実行を（配慮書 p5-8）</p> <p>理由：大気予測条件が、ばいじん 0.04g/m<sup>3</sup>N、NO<sub>x</sub> 150ppm、ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N となっていますが、既存施設の自主規制値 p2-15 と異なります。ばいじん 0.05g/m<sup>3</sup>N、NO<sub>x</sub>150ppm、ダイオキシン類 1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N となっています。この理由は、計画施設の法規制値が 0.04g/m<sup>3</sup>N、ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N なので、しょうが無く予測条件を下げるだけです。</p> <p>NO<sub>x</sub> だけは自主規制値の 150ppm としただけですが、実績とから見て、現状と同じ排ガス処理施設でも、ばいじんは 0.002 未満、NO<sub>x</sub> は 120ppm、ダイオキシン類は 0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N で十分遵守できる値です。「今後検討を行い、項目の精査と併せて既存施設と同等又はさらに削減した値を自主</p>	<p>配慮書では、過小評価となることのないよう、現在想定される最大の排出濃度で予測を行いました。</p> <p>法規制値や既存の自主規制値を踏まえ、今年度策定する「ごみ処理施設整備基本計画」において検討を行っています。</p> <p>方法書において、計画施設の自主規制値をお示しする予定です。</p>

表 3 (9) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	(続き) 規制値とする計画である。」を現実に実施してください。少なくとも、現自主規制値以下とすべきではないでしょうか。	(続き)
20	<p>* 大気予測は地形・気象を考慮して (配慮書 p5-10) 理由: 「方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。」 p5-10 とあることを確実に実行してください。</p> <p>この地域は計画地に隣接する矢田川を中心に、北側が平均標高 60m で、南側が約 10m 高くなり平均標高 70m と地形が大きく変更し、風向・風速も変化します。現地気象調査をそうした観点で行い、必要な大気予測方法を定めてください。とても簡易なプルーム・パフモデルでは対応できないと思われま</p> <p>ちなみに、岡崎西尾地区ごみ処理施設 (2024 年) の準備書では、供用時のばい煙予測はプルーム中心軸の補正を行っています。</p> 	<p>事業実施想定区域の標高が約 70m、煙突高さ 59m を計画しており、さらに有効煙突高 (吐出速度や排ガス温度による上昇) もあるため、煙突排ガスが拡散する高さにおいては地形による著しい影響は想定されないものと考えていますが、今後、現地での地上気象調査・上層気象調査により現況を把握したうえで、予測を行ってまいります。</p>
21	<p>* バックグラウンドと同程度? (配慮書 p5-11) 理由: 「ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は (略) 最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。」 p5-11 とありますが、年平均値が NO2 は 0.007 が 0.083ppm と、1.186 倍、SPM は 0.012 が 0.0123mg/m3 と 1.025 倍にもなるのに、同程度になると評価するのは極端です。</p> <p>また、「将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、」 p5-11 の評価結果と表現が異なるのは納得できるものではありません。</p>	<p>将来濃度とバックグラウンド濃度の差は、大気汚染測定局で観測される一般的な濃度変化の範囲内に収まるような微小な変化となっており、有意差や実質的な環境変化として捉えるには小さく、将来濃度はバックグラウンド濃度と「同程度」と見なすことができると考えます。</p> <p>p5-11 における「将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、」の記載については、複数案での将来濃度の違いについて、p5-10 の予測結果の「A 案 (敷地中央配置)、B 案 (敷地東側配置) とともに同等の値となり、施設配置の複数案による違いはない。」をより簡潔に記載したものです。</p>
22	<p>* 環境基準を下回るから 重大な影響が生じないと言えるのか (配慮書 p5-11、都計構想 p22) 理由: 「将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。」 p5-11 とありますが、これでは環境基準までは上回ってもいいという考えに落ちいります。さらにそれ以上の環境を求めるのが本来の環境影響評価の趣旨です。</p>	<p>配慮書においては、環境影響の重大性について検討することとされていることから、このような評価としています。</p> <p>準備書以降において、具体的な環境保全対策を明らかにし、基準等との整合のほか、環境基準以下の場合でも、環境影響が事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られているかについて評価を行います。</p>

表 3 (10) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																												
23	<p>*眺望景観で予測に依存施設が残っているのはおかしい（配慮書 p5-8 など）</p> <p>理由：眺望景観の予測で、景観 3 本地ヶ原東公園で、現況の眺望状況で既存施設があるが、A 案（敷地中央配置）p5-24 では、計画施設と既存施設が 2 本並んでいる。B 案（敷地東側配置）p5-25 でも同様に 2 本見える。計画施設ができてから、しばらくは既存施設と並行して稼働することはあっても、基本的には解体し緑地化などとするはずで、その時の完全な姿を予測すべきです。それとも、既存施設は永久にそのまま残しておくのでしょうか。いずれにしても既存施設の解体時期は明記しておいてください。</p> <p>以下、景観 4 矢田川河川緑地西 p5-26, 27、景観 1 東中学校前 p5-20, 21、景観 2 矢田川河川緑地東 p5-22, 23 ではわかりにくいが多分同じことです。</p>	<p>現時点で、既存施設の解体時期は未定となっています。このため、影響が最も大きくなる既存施設と計画施設の両方が存在する条件で予測を行っています。</p>																																																												
24	<p>*仰角の予測結果は正しいのか（配慮書 p5-28）</p> <p>理由：景観予測で仰角を計算しているがその結果 p5-28 が、計算式通りに行っても出てこない。仰角の計算式 p5-17 は</p> $\text{仰角}^\circ = \tan^{-1} \left( \frac{\text{対象物高(m)} - \text{眺望点高(m)}}{\text{水平距離(m)}} \right) \times 180 / \pi$ <p><math>\pi</math>：円周率</p> <p>注）眺望点高については、視点の高さ(1.5m)とした。</p> <table border="1" data-bbox="555 1070 906 1384"> <thead> <tr> <th></th> <th>高さ</th> <th>水平</th> <th>ATAN</th> <th>仰角</th> <th>p5-28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1</td><td>59</td><td>806</td><td>0.0731</td><td>4.19</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>A2</td><td>59</td><td>453</td><td>0.1295</td><td>7.42</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>A3</td><td>59</td><td>350</td><td>0.1670</td><td>9.57</td><td>9.3</td></tr> <tr><td>A4</td><td>59</td><td>744</td><td>0.0791</td><td>4.53</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>B1</td><td>59</td><td>828</td><td>0.0711</td><td>4.08</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>B2</td><td>59</td><td>417</td><td>0.1406</td><td>8.05</td><td>7.9</td></tr> <tr><td>B3</td><td>59</td><td>338</td><td>0.1728</td><td>9.90</td><td>9.7</td></tr> <tr><td>B4</td><td>59</td><td>802</td><td>0.0734</td><td>4.21</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>例</td><td>59</td><td>59</td><td>0.7854</td><td>45.00</td><td>45</td></tr> </tbody> </table> <p>であり、<math>\tan^{-1}</math> があるだけなので、素直にそれをエクセルに組み込んで右表で計算したが、いずれも仰角が小さめに計算してあるようです。全面的な再検討をお願いします。</p> <p>名古屋高速道路公社は 2024 年 6 月 21 日に「名古屋高速道路公社が進めている都心アクセス関連事業（新洲先地区、黄金地区、栄・丸田町地区）では、事業説明会等で説明した騒音予測結果に誤りがありましたので予測結果及び環境保全対策の一部を訂正させていただきます。今回の事案について、再発防止の徹底に努めてまいります。」と記者発表しています。その内容は、「再予測の結果は、新洲先地区では最大 7dB、黄金地区では最大 5dB、栄・丸田地区では最大 3dB 増加しますが、いずれの地区においても必要な環境保全対策を講じることで環境基準を満足しています。」というひどい間違いで、遮音壁の追加まで必要な事態でした。名古屋高速道路公社の騒音予測業務再発防止検討会（2024 年 9 月 1 日）では、①計算プログラムブラックボックスの可視化として、「入力データ、計算過程、出力データの関係性及び受注者の照査状況が分かる資料の提出について、設計図書（特記仕様書）に記載し、公告段階からの条件と</p>		高さ	水平	ATAN	仰角	p5-28	A1	59	806	0.0731	4.19	4.1	A2	59	453	0.1295	7.42	7.2	A3	59	350	0.1670	9.57	9.3	A4	59	744	0.0791	4.53	4.4	B1	59	828	0.0711	4.08	4.0	B2	59	417	0.1406	8.05	7.9	B3	59	338	0.1728	9.90	9.7	B4	59	802	0.0734	4.21	4.1	例	59	59	0.7854	45.00	45	<p>仰角の計算結果は正しいことを再確認しました。</p> <p>例として、A 案の「景観 1 東中学校前」の計算過程を下記に示します。</p> <p>【条件】 眺望点高=1.5m、対象物高=59m、水平距離=806m</p> <p>【計算式】 仰角=<math>\tan^{-1} \left( \frac{\text{対象物高}-\text{眺望点高}}{\text{水平距離}} \right) \times 180 / \pi</math>  <math>= \tan^{-1} \left( \frac{59-1.5}{806} \right) \times 180 / \pi</math>  <math>= \tan^{-1} (0.0713) \times 180 / \pi</math>  <math>= 4.081</math>  <math>\approx 4.1</math></p> <p>なお、お示しいただいた表中の計算結果は、眺望点高 1.5m が考慮されていないため、仰角がやや大きく計算されたと考えられます。</p>
	高さ	水平	ATAN	仰角	p5-28																																																									
A1	59	806	0.0731	4.19	4.1																																																									
A2	59	453	0.1295	7.42	7.2																																																									
A3	59	350	0.1670	9.57	9.3																																																									
A4	59	744	0.0791	4.53	4.4																																																									
B1	59	828	0.0711	4.08	4.0																																																									
B2	59	417	0.1406	8.05	7.9																																																									
B3	59	338	0.1728	9.90	9.7																																																									
B4	59	802	0.0734	4.21	4.1																																																									
例	59	59	0.7854	45.00	45																																																									

表 3(11) 計画段階環境配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	<p>(続き) して明示する」と定めています。②各プロセスにおける照査・審査の強化、③適正な工程管理と照査・審査期間の確保、④職員の能力向上等とし「今後の騒音予測業務並びに予測計算・解析等を要するその他の業務委託にも適用し、再発防止の徹底を図る。」としています。</p> <p>こうしたことのないように、審査事務局も含め十分な確認を行なってください</p>	(続き)
第6章 総合評価		
25	<p>* 配慮書の役割を果たしたのか (配慮書 p6-1)</p> <p>理由：第6章 総合評価を見ても、配慮書としての結論がわかりません。最後の評価書で述べるだけのことです。大気質は「すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはない」と評価する。」景観は「いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはない」と評価する。」とあるだけでは何のための配慮書なのかはわかりません。</p> <p>配慮書でA案、B案と検討した以上、それぞれの差があるとしても、総合的に見てどちらがいいのかを選択すべきです。それが判断できるのは「計画施設を望む仰角は、景観4ではA案、景観2及び景観3ではB案のほうが大きく、景観1ではほぼ同等となっている。」ですが、景観4は景観2、3よりA案が大きい(影響が大)というだけです。だからと言って、A案を選ぶとはいっていません。方法書ではどちらの案を、どんな基準で選ぶのでしょうか。これでは配慮書の意味がないのではないですか。</p>	<p>本配慮書の景観においては、A案とB案で影響に差異があるものの、いずれも重大な影響はないという結論です。</p> <p>配慮書の検討ではいずれの案を選定した場合でも重大な影響はないことが確認されましたので、どちらの案を選定するかについては、技術面や施設運営等の観点からの検討も踏まえて今後選定してまいります。</p>